

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【公開番号】特開2014-237601(P2014-237601A)

【公開日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-070

【出願番号】特願2013-119952(P2013-119952)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81 (2006.01)

A 6 1 K 8/25 (2006.01)

A 6 1 K 8/29 (2006.01)

A 6 1 K 8/27 (2006.01)

A 6 1 K 8/02 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/25

A 6 1 K 8/29

A 6 1 K 8/27

A 6 1 K 8/02

A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月30日(2016.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

珪酸塩と、酸化チタン及び／又は酸化亜鉛とを含有するゲル状パック化粧料において、アクリル樹脂ポリマーを含有することを特徴とする、ゲル状パック化粧料。

【請求項2】

前記アクリル樹脂ポリマーが、アクリル酸アルキル共重合体エマルション及び／又はアクリル酸アルキル・メタクリル酸アルキル・メチルスチレン共重合体エマルションであることを特徴とする、請求項1に記載のゲル状パック化粧料。

【請求項3】

前記アクリル樹脂ポリマーを、化粧料全量に対して、0.5質量%～5質量%含有することを特徴とする、請求項1又は2に記載のゲル状パック化粧料。

【請求項4】

さらに、部分架橋型メチルポリシロキサンを含有することを特徴とする、請求項1～3の何れか一項に記載のゲル状パック化粧料。

【請求項5】

前記部分架橋型メチルポリシロキサンを、化粧料全量に対して、0.1質量%～10質量%含有することを特徴とする、請求項4に記載のゲル状パック化粧料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、珪酸塩と、酸化チタン及び／又は酸化亜鉛とを含有するゲル状パック化粧料において、洗い流し後の肌の引き上げ感を向上させることを課題とする。